

## 焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領補足説明

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領に定める『最低制限価格』の設定方法の補足説明をします。適正な入札執行を図るため、次の点について注意してください。

### 1 端数処理について

最低制限価格は、表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）算出の基礎となった同表①の欄から④の欄までに掲げる額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。以下同じ。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額が同表⑤の欄に掲げる額を超える場合にあっては同表⑤の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とし、同表⑥の欄に掲げる額に満たない場合にあっては同表⑥の欄に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

同表①の欄から④の欄までに掲げる額の合計額、同表⑤の欄に掲げる額及び同表⑥の欄に掲げる額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

業種区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額 ×0.5	—	予定価格 ×0.82	予定価格 ×0.6
土木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 ×0.5	予定価格 ×0.81	予定価格 ×0.6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額 ×0.6	諸経費の額 ×0.6	予定価格 ×0.81	予定価格 ×0.6
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 ×0.9	解析等調査業務費の額 ×0.8	諸経費の額 ×0.5	予定価格 ×0.85	予定価格 ×2/3
補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額 ×0.9	一般管理費等の額 ×0.5	予定価格 ×0.81	予定価格 ×0.6

### 2 複数業種の一括発注について

複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

### 3 対象外業務について

役務の提供の要素を含む積算基準がない業務委託（樹木管理、漏水調査、下水道管路施設調査、交通量調査等）は、対象外とする。